

議員提出第3号議案

議会の議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成19年2月13日

提出者

浅野俊雄	細田重雄	佐々木雄三
成相安信	手銭長光	田中健二
宮隅啓一	倉井毅	福田正明
森山健一	田原正居	洲浜繁達
内田敬寿	原成充	矢野潔郎
五百川純	多久和忠	上野代義
渡辺恵夫	岡本昭二	野津浩美
三島治	島田三郎	石倉俊紀
藤山勉	絲原德康	石橋富二雄
福間賢造	小沢秀多	大屋俊弘
中村芳信	川上昌彦	田中山八洲男
井田徳義	和田章一郎	園山繁
尾村利成		

議会の議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例
議会の議員の報酬の特例に関する条例（平成14年島根県条例第50号）の
一部を次のように改正する。

「平成19年3月31日」を「平成20年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。